

第3回厚真町議会定例会説明資料

(その2)

令和4年9月14日

目 次

厚真町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部 改正について	2頁～5頁
-------------------------------------	-------

厚真町議会議員報酬の改定について

1 厚真町議会議員報酬改定の状況について

厚真町特別職報酬等審議会は、町議会議員の報酬について、平成9年6月1日に改定して以来25年近くが経過していること、今後の担い手確保、住民自治の促進を担う職責を鑑み、報酬の改定を検討した。

【参考：過去の改正状況】

報酬月額 (単位：円)

適用年月日	議 長	副議長	委員長	議 員
S62. 4. 1	185, 000	150, 000	135, 000	130, 000
H2. 4. 1	210, 000	170, 000	155, 000	148, 000
H5. 6. 1	230, 000	185, 000	170, 000	161, 000
H7. 6. 1	270, 000	215, 000	195, 000	175, 000
H9. 6. 1	281, 000	223, 000	200, 000	180, 000

2 報酬改定（案）

道内財政力指数同等かつ同規模自治体5町の報酬平均額に基づき算定

(単位：円)

区分・役職	現 報酬月額	新 報酬月額	増 額	増加率
議長	281, 000	300, 000	19, 000	6. 8%
副議長	223, 000	240, 000	17, 000	7. 6%
常任・議運委員長	200, 000	220, 000	20, 000	10. 0%
その他の議員	180, 000	200, 000	20, 000	11. 1%

※財政力指数…地方公共団体の財政力を示す指標

厚真町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第1条 (略) (議員報酬) 第2条 議会の議長、副議長、常任委員長(議会運営委員長、議会広報特別委員長及び厚幌ダム関連事業調査特別委員長を含む。以下同じ。)及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。 議長 月額 <u>300,000円</u> 副議長 月額 <u>240,000円</u> 常任委員長 月額 <u>220,000円</u> 議員 月額 <u>200,000円</u> 第3条～第6条 (略)	第1条 (略) (議員報酬) 第2条 議会の議長、副議長、常任委員長(議会運営委員長、議会広報特別委員長及び厚幌ダム関連事業調査特別委員長を含む。以下同じ。)及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。 議長 月額 <u>281,000円</u> 副議長 月額 <u>223,000円</u> 常任委員長 月額 <u>200,000円</u> 議員 月額 <u>180,000円</u> 第3条～第6条 (略)



令和4年9月7日

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗 様

厚真町特別職報酬等審議会

会 長 日 西 善 博



厚真町議会議員報酬の改定について（答申）

令和4年9月1日に諮問のあったこのことについて、厚真町特別職報酬等審議会
の場で慎重に審議した結果、その意見について、別紙のとおり答申します。

答 申

町議会議員報酬の改定については、平成9年6月に改定を行い現在に至っている。近年の議員の成り手不足及び新規参入の促進を図るため報酬改定を検討したところである。このたびの改正の是非について、昨年度より本審議会において、本町における諸般の状況と社会経済の情勢を慎重に見極め審議したところであり、改定については、新型コロナウイルス感染症等の影響により、町内の商工業者、農業者を中心に経済情勢は厳しい状況にあるが、当面するまちづくりの幾多の課題をかかえ、町民の代表としてリーダーシップを発揮しながら、行政と住民をつなぐ役割、住民福祉の向上等が強く求められていると判断される。また公益性の見地から町全体を見据え、町民の多様な意見を町政に反映していただく期待は大きいことを認識し、町議会議員の報酬の額の改定を行うことを決定したものである。

1 議会議員報酬の改定について

議会議員の報酬の額については、道内の財政力指数同等かつ同規模自治体5町の報酬額を参考に総合的に検討し、次のような改定を行うことが適当と判断した。

- | | | |
|---------|----------|---------------|
| (1) 議 長 | 300,000円 | (現行 281,000円) |
| (2) 副議長 | 240,000円 | (〃 223,000円) |
| (3) 委員長 | 220,000円 | (〃 200,000円) |
| (4) 議 員 | 200,000円 | (〃 180,000円) |

2 改定の時期 令和5年5月の改選後、次期議会議員の報酬から適用する。